

## 小松島市一般廃棄物処理基本計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づく基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）の策定及び変更を行うため、小松島市一般廃棄物処理基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 一般廃棄物処理基本計画に関する事項について調査検討を行うこと。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画の素案を市長へ提出すること。

### (組織)

第3条 策定会議は、委員11人以内で組織する。

2 策定会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者又は行政改革に関わる活動等の経験を有する者
- (2) 一般廃棄物処理に関する事業に従事する者
- (3) 環境衛生、消費者行政又は商工業に関わる者
- (4) 廃棄物処理施設等施設所在地の地元関係者
- (5) 関係官公庁の職員
- (6) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 策定会議に、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、一般廃棄物処理基本計画が策定されるまでの期間若しくは一般廃棄物処理基本計画の変更が終了するまでの期間とする。ただし、一般廃棄物処理基本計画に定められた進行管理に係る分析等については、必要に応じて市長が委員を委嘱・招集するものとする。

(会議)

第6条 策定会議の会議は委員長が招集し、会議の議長は委員長があたる。

(意見の聴取)

第7条 策定会議は、必要があると認められるときは、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、市民環境課及び環境衛生センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

2 第6条の規定に関わらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれた会議は市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年7月31日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。